

## 桐生市いじめ防止基本方針

平成26年3月策定  
(平成27年7月改正)  
(平成30年3月改正)  
(令和3年3月一部改正)  
(令和4年4月一部改正)  
(令和5年8月一部改正)  
桐生市

### I いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え

#### 【いじめの未然防止について】

すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進めていくことでいじめの未然防止につながると考えます。

#### 【いじめの早期発見について】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる場合もあります。けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。また、児童生徒が相談しやすい雰囲気や環境を作っていくことでいじめの早期発見につながると考えます。

#### 【いじめの解消について】

いじめがあることが発見された場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等の対応を組織的に行うこと、また、家庭への連絡や必要に応じた関係機関との連携を行うこと、さらに、その後、被害者やその家族に寄り添った対応を行うことで解消につながると考えます。

### II いじめ防止等のための桐生市の取組

#### (1) 桐生市いじめ防止基本方針の策定

本方針は、本市におけるいじめ防止等のための取組を総合的かつ効果的に推進するために、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)「いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)」「群馬県いじめ防止基本方針」を参酌して策定するものです。

#### (2) いじめ防止等のための組織

法第14条第1項で規定されている、いじめ防止等のための組織として、「桐生市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。なお、本市では、「桐生市青少年問題協議会」をもって充てます。

また、法第14条第3項で規定されている教育委員会の附属機関として「桐生市いじめ問題専門委員会」、法第30条第2項で規定されている市長の附属機関として「桐生市いじめ問題再調査委員会」を設置します。

### (3) 具体的な取組

#### ①教育委員会が主体となる取組

##### ○学校における相談体制の充実

- ・市はすべての小・中・義務教育学校に教育相談員又は生徒指導担当嘱託員を、商業高校にスクールカウンセラーを配置し対応します。さらにすべての小中学校に県で配置されるスクールカウンセラーを加えるなど、相談体制を充実させます。
- ・スクールロイヤーを配置し、法的側面から電話相談や面談等に応じ相談体制を充実させます。また、いじめ予防に関連する授業や適切ないじめ対応に関する教職員研修の実施を呼びかけます。

##### ○相談窓口の設置

- ・教育研究所（電話相談）、学校教育課（いじめ対策相談）に相談窓口を設置し、各校や関係機関等と連携をしていじめの早期発見・解消を図ります。
- ・相談窓口紹介カードや相談窓口一覧表を市内全校の児童生徒に配布したり、ホームページで紹介したりして、窓口の周知を図ります。

##### ○いじめに関する教職員研修の充実

- ・生徒指導主任（主事）会議や養護教諭部会等において指導・助言を行い、情報交換の場を確保します。
- ・教育研究所において、いじめの対応等について公開講座を行います。
- ・教育相談員の資質向上のための会議や研修を行います。
- ・校長等の管理職を対象とした会議において、いじめ防止等のための取組に対する支援や助言を行います。

##### ○児童生徒の自主的な活動の推奨

- ・各校のいじめ防止等に対する児童生徒の意識を高め、行動につなげるため、いじめ防止等のための活動を児童会・生徒会が中心となり、自主的に行うことを推奨します。
- ・各校の代表児童生徒が集まり、いじめ防止に向けた取組を発表し合ったり、いじめをなくすためにできることなどを話し合ったりする場「桐生市いじめ防止子ども会議」を設定します。

##### ○桐生市「いじめ緊急対応マニュアル」の改訂及び周知

- ・「いじめ緊急対応マニュアル」（平成22年度作成）の改訂版を作成するとともに、全校へ周知をし、いじめの早期発見・早期対応をはじめ、重大事態発生時の迅速かつ適切な対応について全職員の意識の高揚を図ります。

##### ○いじめの実態把握と支援

- ・毎月各校で実施するアンケート調査等児童生徒からの聞き取りや教員による観察、保護者等からの情報をもとに実態把握に努め、いじめ防止等のための取組の改善につなげます。
- ・学校において発見されたいじめ事案については、継続的に調査し、必要に応じて支援や助言をします。

##### ○保護者・地域との連携

- ・保護者や地域住民を対象としたいじめ防止に向けた各種講演会を開催するとともに講演会を学校で開催するための予算を確保します。
- ・情報モラルの啓発に向けた通知等の配布や「ネット見守り活動」への参加を呼び

かけます。

- ・市内の小・中・義務教育学校の代表児童生徒が参加する「桐生市いじめ防止子ども会議」への保護者等の参加を呼びかけ、市内各校の取組の様子について周知を図ります。

#### ②関係機関と連携した取組

- ・桐生みどり地区学校警察連絡協議会等を通して、学校・警察・教育委員会との連絡を密にします。また、警察OBであるスクールサポーター等を積極的に活用します。
- ・東部児童相談所との会議を随時開催し、個々の事例に具体的に対応していきます。
- ・法務局や人権擁護委員と連携して、「人権週間」や「人権集中学習」の実施等をサポートし、各校の人権教育の充実を図ります。
- ・桐生市・みどり市学校保健会等をとおして学校と医師・薬剤師等との連携を図り、医療的視点からの取組を行います。
- ・必要時には迅速に専門家チームを構成して専門的な対応ができるよう、県の関係機関等と連携を図ります。
- ・保護者や地域の関係団体等からいじめ防止等に向けた様々な意見を聴取します。
- ・教育委員会と市の関係部局が随時連絡・相談を行うことでいじめ防止等のための取組の充実を図ります。

#### (4) 重大事態への対処

##### ○サポートチームの派遣

- ・教育委員会は、その事案が重大事態の疑いがあると判断したときは、速やかにサポートチームを派遣し、解決を支援します。

##### ○調査及び措置

- ・事案が重大事態と判断され、その調査を学校の設置者である教育委員会が行う場合、教育委員会は、「桐生市いじめ問題専門委員会」を、調査を行う組織とします。
- ・教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明するとともに、調査結果を市長に報告します。

##### ○再調査及び措置

- ・調査結果の報告を受けた市長が、重大事態の対処または再発防止のため必要があると認めるときは、「桐生市いじめ問題再調査委員会」を設置し、再調査を行います。
- ・市長は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処のために必要な措置を講じます。
- ・教育委員会は、必要に応じて、生徒指導に専任的に取り組む教職員や専門的なカウンセリングを行う外部専門家を当該校に派遣するなどの支援を速やかに行います。

#### (5) 取組の評価

##### ○市の取組の評価

- ・いじめ防止等のための取組については、「桐生市いじめ問題対策連絡協議会」で定期的に協議し、随時改善に努めます。

##### ○各校への支援

- ・各校における取組が適切なものとなるよう、必要な支援や助言を行います。

### Ⅲ いじめ防止等のための学校の取組

#### (1) 学校いじめ防止基本方針について

各校はそれぞれの実態に応じた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、年間を通じた総合的ないじめ防止等のための取組を実施し、いじめの防止等を図ります。

また、策定した「学校いじめ防止基本方針」は児童生徒、保護者、地域等に説明し、周知を図ります。

#### (2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校は当該校の複数の教職員によって構成されるいじめ防止等の対策のための組織をつくります。また、必要に応じて臨床や学識経験者など外部の専門家の参加を求めます。

#### (3) 校内での取組

##### ○いじめの未然防止のための取組

- ・各校の実態に応じた「いじめ防止活動計画」を作成し、年間を通して長期的、総合的にいじめ防止等のための取組を行います。
- ・児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団づくりに努めます。
- ・日々の授業や道徳教育を充実させることで、児童生徒の自己有用感や「豊かな心」の育成につなげ、児童生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進めます。特に、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に該当児童生徒の特性や背景を踏まえた適切な支援を行います。

##### ○いじめの早期発見のための取組

- ・教職員は普段からカウンセリングマインドで児童生徒と接するなど、相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・児童生徒の変化に気づくとともに、気づいた情報を確実に共有する方法などについて考えます。
- ・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します
- ・普段から子供の生活を把握するためのアンケートや定期的な個人面談等を実施します。
- ・スクールカウンセラーや教育相談員等と連携を図り、相談しやすい環境を整えます。

##### ○いじめの解消のための取組

- ・いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげることとし、学級担任等が一人で抱え込むことがないようにします。
- ・措置を行う際には、一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどについて配慮します。
- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育

活動を行います。

- ・謝罪をもって安易に解消とせず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月間）継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できた場合に解消とします。
- ・いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行います。

○重大事態発生時の対応

- ・各校のマニュアルに従い教育委員会に一報を入れるとともに、いじめ防止等の対策のための組織を中心とした校内組織で迅速かつ適切に対応します。

(4) 関係機関との連携

各校の実態に応じて、警察、児童相談所、医師、地域団体等と連携を図り、いじめ防止等のための取組を行います。

(5) 保護者との連携

学校は、いじめが発見されたときだけでなく、平素より定期的に保護者と連携を図り、いじめ防止等のための取組を行います。

(6) 評価の実施

学校は、第三者、専門家等の意見を聞きながら、客観的にいじめ防止等のための取組に対する評価を行い、随時改善に努めます。